

健発0201第1号
令和4年2月1日

各〔都道府県知事
市町村長
特別区区長〕殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部改正について(通知)

地域保健法(昭和22年法律第101号)第4条第1項及び第3項の規定に基づき、地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第24号)が本日告示されたところであるが、この告示による地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号。以下「指針」という。)の改正の趣旨及び主な改正の内容は下記のとおりであるので、下記を踏まえ、各自治体においては、平時からの保健所の体制強化を含めた所要の取組を進めるとともに、貴管下市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知徹底をお願いする。

なお、保健所の体制強化については、感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制の強化に係る地方財政措置等の施策を行っているところであり、今回の改正を踏まえ、各自治体において、着実に取り組んでいただきたい。

記

1 改正の趣旨

今般の新型コロナウイルス感染症への対応では、保健所が健康観察や住民からの相談対応など重要な役割を担っているところ、感染が拡大した地域では必ずしも十分な体制が確保できず、大きな業務負荷が生じるなどの事態が発生し、感染症対策をはじめとする健康危機管理に係る外部人材の活用を含む人員の確保や、緊急事態に即時に対応できる全庁的な体制の整備の重要性が改めて認識された。

このような状況を踏まえ、感染症対応業務従事保健師の増員に係る地方財政措置や新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材(IHEAT)の確保等の感染症に関する保健所の機能強化や人材確保を中心とする施策を講じてきたところである。

これらを踏まえ、現時点において、保健所の機能強化や人材育成のための体制構築等の内容を地域保健対策推進の基軸とすべき事項として示すため、指針の一部を改正する。

なお、中長期的な観点からの地域保健行政のあり方については、感染拡大の収束後、この間の対応から得られた教訓及び成果を検証し、改めて指針の改正を検討する。



2 改正の内容

(1) 広域的な感染症のまん延に備えた体制構築（第一の五及び第六の五の5 関係）

今般の新型コロナウイルス感染症への対応で、感染症のまん延に備えた平時からの体制確保の重要性が改めて認識されたことを踏まえ、「地域における健康危機管理体制の確保」の項目に次の事項を追加する。

- ・ 都道府県は、広域的な感染症のまん延により十分に保健活動を実施できない状況を想定し、管内の政令市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条の市をいう。以下同じ。）及び特別区、他の都道府県並びに国と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、保健活動の全体調整、保健活動への支援、人材の確保、人材の送り出し及び受入れ等に関する体制を構築する必要があること。
- ・ 都道府県並びに政令市及び特別区は、平時から有識者が所属する教育機関、学術機関等と連携を図り、緊急的な感染症対応が必要となった場合の情報共有及び協力のための体制を構築しておく必要があること。
- ・ 都道府県、政令市及び特別区は、各管轄地域内での感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る疫学調査等による感染状況に係る情報の共有に努めること。
- ・ 国、都道府県及び市町村は、患者、医療従事者等に対する差別的取扱い等の実態把握、相談支援、広報その他の啓発活動を行うものとする。
- ・ 大規模災害の発生に備える場合と同様、感染症のまん延にも備えて、都道府県及び市町村は地方公共団体間の情報収集等の保健活動の連携体制を強化し、また、国は、保健活動に資する人材の育成支援や保健師等の派遣のあわせん・調整を行う仕組みを構築すること。

(2) 地域における健康危機管理の拠点としての機能強化（第二の一の2の（6）関係）

感染症対策に関し、地域における健康危機管理の拠点としての機能を強化するため、都道府県が設置する保健所においては、次の事項に取り組むことを規定する。

- ・ 国立感染症研究所、地方衛生研究所等の研究機関と連携の上、検査の精度管理に努めるとともに、HER-SYS等の統計情報管理システムを活用し、最新の科学的知見に基づく情報管理を推進すること。
- ・ 平時から健康危機の発生時における全庁的な人員配置及び職員の業務分担を検討するとともに、職員等に対し研修（新型コロナウイルス感染症等に係る対応人材（IHEAT）に対する研修を含む。）等を必要に応じて実施すること。
- ・ 平時から管内の関係教育機関、専門職能団体等の地域保健に係る知見を有する人材が所属する機関との連携を図ること。
- ・ 健康危機管理に係る体制の整備に当たっては、その体制が保健所内の組織全般の運営に及ぼす影響の程度や健康危機への対応に要する期間等を考慮するとともに、地域保健対策の推進に支障を来すことがないように配慮の上、必要に応じて国とも調整の上、健康危機管理に係る業務以外の既存の業務の縮小や当該業務の実施の順延等を検討すること。

(3) 専門技術職員の確保等（第三の一関係）

地域保健対策に係る人材確保のために必要な取組みとして、次の事項を追加する。

- ・ 国、都道府県及び市町村は、健康危機の発生に際して、保健所において専門的な業務を行うことのできる保健師等の専門技術職員の継続的な確保を図ること。
- ・ 都道府県及び市町村は、健康危機の発生時には全庁的な危機管理体制が組めるよう平時から準備を行い、地域保健対策の推進に支障を来すことがないように配慮すること。
- ・ 国及び都道府県は、広域的な健康危機の発生の際、地域の公衆衛生の実務知識や専門資格を有する人材に対して応援職員としての派遣等への協力を求め、平時から地域の関係教育機関、専門職能団体との関係の構築及び維持に努めること。

(4) 健康危機管理に関する研修事項の追加（第三の二関係）

健康危機管理に対応するための人材の資質の向上に係る取組みを促すため、都道府県及び市町村が実施すべき専門技術職員に対する研修及び自己啓発の内容に、「健康危機発生時における迅速かつ適切な対応を行うための危機管理等に関する事項」を追加する。

国及び都道府県は、健康危機発生時に応援職員としての派遣等への協力を求める人材に対して、危機管理等に関する研修を実施する旨を規定する。

(5) 人材確保支援計画の策定等に係る留意事項（第三の三の2関係）

人材確保支援計画の策定及びこれに基づく事業の実施に当たっては、広域的な健康危機発生時における連携又は協力体制の基盤形成も含めて留意すべき旨を規定する。

(6) 国立試験研究機関、地方衛生研究所等における調査研究（第四の五及び第六の六の1関係）

国立試験研究機関、地方衛生研究所等における調査及び研究について、政策課題を認識した上で課題設定及び分析評価を行うとともに、検査精度及び検査件数等の規模の双方の要請を満たすものとし、健康危機発生時等の緊急時にあっても十分な対応が可能となるよう平時から地域の試験研究機関等との連携に努める旨を規定する。

地方衛生研究所は、その機能強化を図るため、検査の精度管理の向上、HER-SYS等の統計情報管理システムの活用を行うことを追加する。

3 適用日

改正後の指針については、地域保健対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第24号）が告示された日（令和4年2月1日）より適用する。

○厚生労働省告示第二十四号
 地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第四条第一項の規定に基づき、地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成六年厚生省告示第三百七十四号）の一部を次の表のように改正したので、同条第三項の規定により公表する。

令和四年二月一日

厚生労働大臣 後藤 茂之
 （傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加など住民の生活スタイルも大きく変化するとともに、がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患等の非感染性疾患（NCD）の増加、新興・再興感染症の感染拡大をはじめとする健康危機に関する事案の変容など地域保健を取り巻く状況は、大きく変化している。</p> <p>一方、地方公共団体間において地域保健に係る役割の見直しが行われる中、地域保健の役割は多様化しており、行政を主体とした取組だけでは、今後、更に高度化、多様化していく国民のニーズに 대응していくことが困難な状況となっている。</p> <p>また、保健事業の効果的な実施や高齢化社会に対応した地域包括ケアシステムの構築、社会保障を維持・充実するため支え合う社会の回復が求められている。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴う保健所等における業務負担の増大等の影響により、感染症対策をはじめとする健康危機管理に係る外部人材の活用を含む人員の確保、保健所等の組織体制の強化及び緊急事態に即時に対応できる全庁的な体制の整備の重要性が改めて認識されている。</p>	<p>少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加など住民の生活スタイルも大きく変化するとともに、がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患等の非感染性疾患（NCD）の増加、健康危機に関する事案の変容など地域保健を取り巻く状況は、大きく変化している。</p> <p>一方、地方公共団体間において地域保健に係る役割の見直しが行われる中、地域保健の役割は多様化しており、行政を主体とした取組だけでは、今後、更に高度化、多様化していく国民のニーズに 대응していくことが困難な状況となっている。</p> <p>また、保健事業の効果的な実施や高齢化社会に対応した地域包括ケアシステムの構築、社会保障を維持・充実するため支え合う社会の回復が求められている。</p>

こうした状況の変化に的確に対応するため、地域保健対策を推進するための中核としての保健所、市町村保健センター等及び地方衛生研究所を相互に機能させ、都道府県及び市町村（特別区を含む。第二の1の2を除き、以下同じ。）の本庁、保健所、市町村保健センター等及び地方衛生研究所間の連携並びにこれらの機関と地域の医療機関及び福祉サービス機関とのネットワーク形成を推進し、また、地域の特性を考慮しながら、医療、介護、福祉等の関連施策と有機的に連携した上で、科学的な根拠に基づき効果的・効率的に地域保健対策を推進するとともに、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等（以下「ソーシャルキャピタル」という。）を活用した住民との協働により、地域保健基盤を構築し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進することが必要である。

この指針は、地域保健体系の下で、市町村、都道府県、国等が取り組むべき方向を示すことにより、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的とする。

第一 地域保健対策の推進の基本的な方向

一〇四 (略)

五 地域における健康危機管理体制の確保

1・2 (略)

3 広域的な感染症のまん延への備え

都道府県は、広域的な感染症のまん延により十分に保健活動を実施できない状況を想定し、管内の政令市（地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号。以下「令」という。）第一条に規定する市をいう。以下同じ。）及び特別区、他の都道府県並びに国と連携して、感染症経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関及び福祉サービス機関等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保、国及び地方公共団体等からの人材の送り出し及び受入れ等に関する体制を構築する必要がある。

また、感染症経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る疫学調査、病原体の解析等の専門的業務を十分に実施するためには、保健所、地方衛生研究所等の職員のみならず、教育機関、学術機関等に所属する有識者の協力を得ることも重要であるため、都道府県並びに政令市及び特別区は、平時からこれらの機関等と連携を図りながら感染症対策を行うとともに、緊急的な感染症対応が必要となった場合の情報共有及び協力のための体制を構築しておく必要がある。

さらに、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、都道府県、政令市及び特別区は、各管轄地域内での感染症経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る疫学調査等による感染状況に係る情報の共有に努めること。

4 地域住民への情報提供、知識の普及等

国、都道府県及び市町村は、健康危機の発生時に地域住民が状況を的確に認識した上で行動ができるよう、適切に情報を提供し、地域住民や関係者との相互の情報及び意見の交換（以下「リスコミュニケーション」という。）を実施するよう努める必要がある。

こうした状況の変化に的確に対応するため、地域保健対策を推進するための中核としての保健所、市町村保健センター等及び地方衛生研究所を相互に機能させ、地域の特性を考慮しながら、医療、介護、福祉等の関連施策と有機的に連携した上で、科学的な根拠に基づき効果的・効率的に地域保健対策を推進するとともに、地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本等（以下「ソーシャルキャピタル」という。）を活用した住民との協働により、地域保健基盤を構築し、地域住民の健康の保持及び増進並びに地域住民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指した地域保健対策を総合的に推進することが必要である。

この指針は、地域保健体系の下で、市町村（特別区を含む。第二の1の2を除き、以下同じ。）、都道府県、国等が取り組むべき方向を示すことにより、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図ることを目的とする。

第一 地域保健対策の推進の基本的な方向

一〇四 (略)

五 地域における健康危機管理体制の確保

1・2 (略)

(新設)

3 地域住民への情報提供

国、都道府県及び市町村は、健康危機の発生時に地域住民が状況を的確に認識した上で行動ができるよう、地域住民や関係者との相互の情報及び意見の交換（以下「リスコミュニケーション」という。）を実施するよう努める必要がある。

また、国、都道府県及び市町村は、広域的な感染症対策等を実施するに当たっては、患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族等の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、差別的取扱い等の実態の把握、相談支援、広報その他の啓発活動を行うものとする。

六〇八 (略)

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

保健所は、地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するほか、地域の医師会の協力の下に医療機関との連携を図ること等により、また、市町村は、住民に身近で利用頻度の高い保健、福祉サービスを一体的に実施するため、市町村保健センター等の体制の整備を積極的に推進すること等により、ライフサイクルを通して一貫した保健、医療、福祉サービスを提供することが重要である。

このため、市町村、都道府県及び国は、次のような取組を行うことが必要である。

一 保健所

1 保健所の整備

保健所の地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するため、次のような考え方にに基づき、地域の特性を踏まえつつ規模の拡大並びに施設及び設備の充実を図ること。

(一) 都道府県の設置する保健所

(1) 都道府県の設置する保健所の所管区域は、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、二次医療圏(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第二項第十四号に規定する区域をいう。以下同じ)又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百八条第二項に規定する区域とおおむね一致した区域とすることを原則として定めることが必要であること。ただし、現行の二次医療圏が必ずしも保健サービスを提供する体制の確保を図る趣旨で設定されていないことから、二次医療圏の人口又は面積が平均的な二次医療圏の人口又は面積を著しく超える場合には地域の特性を踏まえつつ複数の保健所を設置できることを考慮すること。

(2) (略)

(二) 政令市及び特別区の設置する保健所

(1) 政令指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ)は、地域の特性を踏まえつつ、保健所が、従来おおむね行政区単位に設置されてきたことに配慮しながら、都道府県の設置する保健所との均衡及び保健所政令市(令第一条第三号の市をいう。以下同じ)の人口要件を勘案し、住民が受けることができるサービスの公平性が確保されるように保健所を設置することが望ましいこと。

(2) 政令指定都市を除く政令市及び特別区は、都道府県の設置する保健所との均衡及び保健所政令市の人口要件を勘案し、地域の特性を踏まえつつ、保健所を設置することが望ましいこと。

(3)・(4) (略)

六〇八 (略)

第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項

保健所は、地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するほか、地域の医師会の協力の下に医療機関との連携を図ること等により、また、市町村は、住民に身近で利用頻度の高い保健、福祉サービスを一体的に実施するため、市町村保健センター等の体制の整備を積極的に推進すること等により、ライフサイクルを通して一貫した保健、医療、福祉サービスを提供することが重要である。

このため、市町村、都道府県及び国は、次のような取組を行うことが必要である。

一 保健所

1 保健所の整備

保健所の地域保健における広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化するため、次のような考え方にに基づき、地域の特性を踏まえつつ規模の拡大並びに施設及び設備の充実を図ること。

(一) 都道府県の設置する保健所

(1) 都道府県の設置する保健所の所管区域は、保健医療に係る施策と社会福祉に係る施策との有機的な連携を図るため、二次医療圏(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。以下同じ)又は介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百八条第二項に規定する区域とおおむね一致した区域とすることを原則として定めることが必要であること。ただし、現行の二次医療圏が必ずしも保健サービスを提供する体制の確保を図る趣旨で設定されていないことから、二次医療圏の人口又は面積が平均的な二次医療圏の人口又は面積を著しく超える場合には地域の特性を踏まえつつ複数の保健所を設置できることを考慮すること。

(2) (略)

(二) 政令市及び特別区の設置する保健所

(1) 政令指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ)は、地域の特性を踏まえつつ、保健所が、従来おおむね行政区単位に設置されてきたことに配慮しながら、都道府県の設置する保健所との均衡及び保健所政令市(地域保健法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)以下「令」という)第一条第三号の市をいう。以下同じ)の人口要件を勘案し、住民が受けることができるサービスの公平性が確保されるように保健所を設置することが望ましいこと。

(2) 政令指定都市を除く政令市(令第一条の市をいう。以下同じ)及び特別区は、都道府県の設置する保健所との均衡及び保健所政令市の人口要件を勘案し、地域の特性を踏まえつつ、保健所を設置することが望ましいこと。

(3)・(4) (略)

2 保健所の運営

(一) 都道府県の設置する保健所

都道府県の設置する保健所（以下この(一)において「保健所」という。）は、次のような地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化すること。

(1) (5) (略)

(6) 地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化

ア 健康危機の発生に備え、保健所は、地域の保健医療の管理機関として、平時から、法令に基づく監視業務等を行うことにより、健康危機の発生の防止に努めるほか、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、地域医療とりわけ救急医療の量的及び質的な提供状況を把握し、評価するとともに、地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関と調整を行うことにより、地域における医療提供体制の確保に努め、また、保健衛生部門、警察等の関係機関及びボランティアを含む関係団体と調整することにより、これらとの連携が確保された危機管理体制の整備に努めること。感染症については、国立感染症研究所、地方衛生研究所等の研究機関と連携の上、検査の精度管理に努めるとともに、感染情報の管理等のためのシステムを活用し、最新の科学的知見に基づく情報管理を推進すること。

併せて、健康危機の発生時に専門技術職員による調査業務その他の保健活動が迅速かつ適切に行われるよう、平時から健康危機の発生時における全庁的な人員配置及び職員の業務分担を検討するとともに、職員等に対し研修等を必要に応じて実施することにより危機管理体制の整備を図ること。また、平時から管内の関係教育機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体等の地域保健に係る知見を有する人材が所属する機関との連携を図ること。

また、健康危機管理に関する住民の意識を高めるため、リスクコミュニケーションに努めること。なお、地域の保健医療情報の集約機関として、保健所の対応が可能となるよう、休日及び夜間を含め適切な対応を行う体制の整備を図ること。

イ・ウ (略)

エ 健康危機管理に係る体制の整備に当たっては、その体制が保健所内の組織全般の運営に及ぼす影響の程度や健康危機への対応に要する期間等の諸般の事情を考慮するとともに、地域保健対策の推進に支障を来すことがないよう配慮の上、必要に応じて国とも調整の上、健康危機管理に係る業務以外の既存の業務の縮小や当該業務の実施の順延等を検討すること。

(7) (略)

(二) (略)

二 (略)

2 保健所の運営

(一) 都道府県の設置する保健所

都道府県の設置する保健所（以下この(一)において「保健所」という。）は、次のような地域保健の広域的、専門的かつ技術的拠点としての機能を強化すること。

(1) (5) (略)

(6) 地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化

ア 健康危機の発生に備え、保健所は、地域の保健医療の管理機関として、平常時から、法令に基づく監視業務等を行うことにより、健康危機の発生の防止に努めるほか、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、地域医療とりわけ救急医療の量的及び質的な提供状況を把握し、評価するとともに、地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関と調整を行うことにより、地域における医療提供体制の確保に努め、また、保健衛生部門、警察等の関係機関及びボランティアを含む関係団体と調整することにより、これらとの連携が確保された危機管理体制の整備に努めること。

また、健康危機管理に関する住民の意識を高めるため、リスクコミュニケーションに努めること。なお、地域の保健医療情報の集約機関として、保健所の対応が可能となるよう、休日及び夜間を含め適切な対応を行う体制の整備を図ること。

イ・ウ (略)

(新設)

(7) (略)

(二) (略)

二 (略)

第三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基
本的事項

地域保健対策に係る多くの職種に渡る専門技術職員の養成、確保及び知識又は技術の向上に
資する研修の充実を図るため、市町村、都道府県及び国は、次のような取組を行うことが必要
である。

一 人材の確保

1 (略)

2 国、都道府県及び市町村は、地域における健康危機管理体制の充実等の観点から、健康
危機の発生に際して、保健所における必要な調査、住民からの相談への対応その他の専門
的な業務を行うことのできる保健師等の専門技術職員の継続的な確保を図ること。

3 都道府県及び市町村は、健康危機の発生時には全庁的な危機管理体制が組めるよう平時
から準備を行い、地域保健対策の推進に支障を来すことがないように配慮すること。

4 5 6 (略)

7 国及び都道府県は、広域的な健康危機の発生の際、必要に応じ、地域の公衆衛生の実務
に係る専門知識を有する人材や公衆衛生に係る専門資格を有する人材に対して応援職員と
しての派遣等への協力を求め、当該広域的な健康危機への地域における一体的な対応が円
滑に行われるよう、平時から地域の関係教育機関及び医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣
医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体との関係の構築及び維持に努めること。

二 人材の資質の向上

1 (略)

2 都道府県及び市町村は、地域保健に関わる医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、
助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法
士、歯科衛生士、社会福祉士、精神保健福祉士、言語聴覚士等に対して、次に掲げる現任
教育に関する事項を効果的かつ効率的に実施すること。なお、実施に際しては必要に応じ
関係部局と連携すること。

(一) 次に掲げる事項に関する研修及び自己啓発の奨励

(1) 5 (3) (略)

(4) 健康危機発生時における迅速かつ適切な対応を行うための危機管理等に関する事項

(二) (略)

3 5 (略)

6 国及び都道府県は、地域の公衆衛生の実務に係る専門知識や公衆衛生に係る専門資格を
有し、広域的な健康危機の発生の際、応援職員としての派遣等への協力を求める人材に対
して、健康危機発生時における迅速かつ適切な対応を行うための危機管理等に関する研修
を実施すること。

三 人材確保支援計画の策定

1 (略)

第三 地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基
本的事項

地域保健対策に係る多くの職種に渡る専門技術職員の養成、確保及び知識又は技術の向上に
資する研修の充実を図るため、市町村、都道府県及び国は、次のような取組を行うことが必要
である。

一 人材の確保

1 (略)

(新設)

2 5 4 (略)

(新設)

二 人材の資質の向上

1 (略)

2 都道府県及び市町村は、地域保健に関わる医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、
助産師、看護師、准看護師、管理栄養士、栄養士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、
社会福祉士、精神保健福祉士、言語聴覚士等に対して、次に掲げる現任教育に関する事項
を効果的かつ効率的に実施すること。なお、実施に際しては必要に応じ関係部局と連携す
ること。

(一) 次に掲げる事項に関する研修及び自己啓発の奨励

(1) 5 (3) (略)

(新設)

(二) (略)

3 5 (略)

(新設)

三 人材確保支援計画の策定

1 (略)

2 人材確保支援計画の策定及びこれに基づく事業の実施に当たつての留意事項

都道府県は、人材確保支援計画の策定及びこれに基づく事業については、特定町村との十分な意思疎通及び共通の課題を抱える特定町村における当該事業の一体的な推進を図るほか、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体及び医療機関との連携又は協力体制を確立すること等により、広域的な健康危機発生時における連携又は協力体制の基盤形成も含め、地域の特性に即し、効果的に実施するよう留意すること。

第四 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項

地域の特性に即した地域保健対策を効果的に推進し、地域における健康危機管理能力を高めるためには、科学的な知見を踏まえることが重要である。

このため、保健所、地方衛生研究所、国立試験研究機関等において、次のような取組を行うことが必要である。

一〇四 (略)

五 国立試験研究機関、地方衛生研究所等における地域保健に関する調査及び研究については、新たな政策課題を認識した上で、その課題設定及び分析評価を行うとともに、検査精度及び検査件数等の規模の双方の要請を満たすものとするとし、健康危機発生時等の緊急時にあつても十分な対応が可能となるよう平時から地域の試験研究機関等との連携に努めること。

六 (略)

第五 (略)

第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

一〇四 (略)

五 地域における健康危機管理体制の確保
地域住民が安心して暮らせるためには、地域における健康危機管理体制を確保することが重要である。

このため、国、都道府県及び市町村は、次のような取組を行うことが必要である。

一〇四 (略)

五 都道府県及び市町村は、複数の都道府県に及ぶ大規模災害の発生及び感染症のまん延に備えて、地方公共団体間で情報収集、情報提供、要支援者への支援等の保健活動の連携体制を強化するとともに、国は、広域的な災害及び感染症のまん延に係る保健活動に資する人材の育成を支援し、保健活動に携わる保健師等について、迅速に派遣のあつせん・調整を行う仕組みを構築すること。

六 (略)

六 地方衛生研究所の機能強化

1 地方衛生研究所は、病原体や毒劇物についての迅速な検査及び疫学調査の機能の強化を図るため、施設及び機器の整備、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実並びに研修の実施等による人材の育成、救命救急センター、他の地方衛生研究所、国立試験研究機関等との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図ること。

七 (略)

2 (略)

2 人材確保支援計画の策定及びこれに基づく事業の実施に当たつての留意事項

都道府県は、人材確保支援計画の策定及びこれに基づく事業については、特定町村との十分な意思疎通及び共通の課題を抱える特定町村における当該事業の一体的な推進を図るほか、地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、獣医師会、看護協会、栄養士会等の専門職能団体及び医療機関との連携又は協力体制を確立すること等により、地域の特性に即し、効果的に実施するよう留意すること。

第四 地域保健に関する調査及び研究に関する基本的事項

地域の特性に即した地域保健対策を効果的に推進し、地域における健康危機管理能力を高めるためには、科学的な知見を踏まえることが重要である。

このため、保健所、地方衛生研究所、国立試験研究機関等において、次のような取組を行うことが必要である。

一〇四 (略)

(新設)

五 (略)

第六 その他地域保健対策の推進に関する重要事項

一〇四 (略)

五 地域における健康危機管理体制の確保
地域住民が安心して暮らせるためには、地域における健康危機管理体制を確保することが重要である。

このため、国、都道府県及び市町村は、次のような取組を行うことが必要である。

一〇四 (略)

五 都道府県及び市町村は、複数の都道府県に及ぶ大規模災害の発生に備えて、地方公共団体間で情報収集、情報提供、要支援者への支援等の保健活動の連携体制を強化するとともに、国は、広域的な災害に係る保健活動に資する人材の育成を支援し、保健活動に携わる保健師等について、迅速に派遣のあつせん・調整を行う仕組みを構築すること。

六 (略)

六 地方衛生研究所の機能強化

1 地方衛生研究所は、病原体や毒劇物についての迅速な検査及び疫学調査の機能の強化を図るため、施設及び機器の整備、調査及び研究の充実並びに研修の実施等による人材の育成、救命救急センター、他の地方衛生研究所、国立試験研究機関等との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等を図ること。

七 (略)

2 (略)